

## 第5期 第29回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年11月28日(月) 午後3時00分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 403会議室
3. 出席委員(30人)
4. 欠席委員(0人)
5. 議事録署名人の指名について(2人)
6. 議案日程
  - 議案第1号 専決処理事案について (9件)
  - 議案第2号 農地法第3条の許可申請について (11件)
  - 議案第3号 東温市農業委員会会議規則の一部改正について (1件)
  - 議案第4号 東温市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則の制定について (1件)
  - 議案第5号 東温市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営要綱の制定について (1件)
  - その他
  - 報告第1号 農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (1件)
  - 報告第2号 東温市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数等に関する条例の制定について (1件)
  - 報告第3号 東温市農業委員会の委員の選任等に関する規則の制定について (1件)
  - 報告第4号 東温市農業委員会委員候補者評価委員会運営要綱の制定について (1件)
  - 報告第5号 東温市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程の一部改正について (1件)
7. 農業委員会事務局職員(3人)

## 8. 会議の概要

### ○事務局長

皆さん、こんにちは。第29回東温市農業委員会に先立ちまして、市長のご挨拶がございますので、よろしく申し上げます。

### ○市長

皆さま、こんにちは。市長の加藤章でございます。11月7日に就任いたしまして、本日は市長就任後、初めての農業委員会でございますので、ご挨拶の機会を頂戴しました。皆様方には日頃から市政の円滑な推進につきまして、格別のご支援とご協力を賜り、心より御礼を申し上げます。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

農業委員会につきましては、農地法に関することをはじめ、農業の振興に関する審議決定等を頂いている重要な組織でありまして、各委員さんにおかれまして、会議の他、現場における農地の保全活動また利用調整、農家の相談業務など、多岐に渡り、ご活躍頂いているところでございます。さて、農業委員会制度につきましては、平成28年4月に施行された改正農業委員会法を受けまして、東温市におきましても、来年7月には、新体制に移行することとなります。現在、条例や規則等の検討が進んでおりまして、12月議会にお諮りした上で、農業委員さん、そして農地利用最適化推進委員さんの推薦公募を行う予定と伺っております。農業に関しまして、農は国の大本という言葉がございますが、どうか皆さま方のご協力のもと、東温市の農地行政を担う力強い組織となりますよう、お願ひを申し上げまして、簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。どうか今後ともよろしくお願ひを申し上げます。

### ○事務局長

市長は、この後公務がありますので、これで退席させていただきます。

改めまして、只今から第29回東温市農業委員会を開会いたします。本日の農業委員会の出席者は、農業委員総数30名、全員出席でございます。過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることをご報告させていただきます。それでは、会長、ご挨拶をお願いします。

### ○会長

秋も深まってきまして、落葉の時期になってきました。先程、加藤 新市長にご挨拶を頂きましたが、我々の委員会の中からも〇〇委員さん、〇〇委員さんのお2人が議会に選出されております。市長を含め、お2人ともおめでたいことと、喜ばしく思っております。おめでとうでございます。今後とも、委員会活動、我々の任期7月19日ですが、一緒にお付き合い願って、より良い農地行政をやっていけたらと思います。

今、東温市でも市長が代わりましたが、アメリカ辺りでもトランプさんというのが、予想に反して出てまいりまして、まだ色々揉めているようですけれども、TPPは就任即、撤退しますよとか、というような話をしております。世界的に保護主義が蔓延してきておりまして、非常にそういう意味では、日本の国というのは、脆弱な体質を持っております。何が脆弱になっているかということ、戦後、経済成長の中で農業が他産業に労働力を

奪われたという事が、逆にこういう保護主義的な世界の考え方が出てくる中では、マイナスになってくるのではないのかなと、やはり関税、アメリカなんかも仮に TPP から撤退するとなると、やはり関税をかけて、国内産業を守っていくという部分が生まれてきますし、ヨーロッパにしてもそうですし、世界中がこういう保守的なグローバル化の流れに、反対しているのかなという状況が見受けられます。そういう中で、我々農業者にとって、これからチャンスが、また出来てくるのかなと考えております。

本日は議案審議が23件、その他で5件と報告事項がございまして、先般も第7回目のこの法律改正に対しての検討会をして、最終確認をしておりますので、皆さんにも最終確認をして頂いて、より良いもので議会にお諮りして頂いたらと考えておりますので、よろしくお願ひしたらと思います。本日は、後がありますので、ちょっと多めの議案ですが、慎重に審議、採決をスムーズに終わることをお願ひして、ご挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事録署名人の指名を行います。3番の〇〇委員さん、4番の〇〇委員さん、よろしくお願ひします。

それでは、議案審議、23件に入りたいと思います。まず議案第1号、専決処理事案について9件を議題といたします。事務局より説明願ひします。

## ○事務局

議案第1号 専決処理事案について。

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理。

1番 所有者 〇〇 〇〇さん。〇〇 〇〇さん。〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、52㎡。都市計画は、市街化区域。転用目的は、公衆用道路です。

(2) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の受理。

農業経営基盤強化促進法関係。

2番 貸付人 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、2,562㎡。賃借権設定。貸付人の都合により解約でございます。

3番 貸付人 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、516㎡。〇〇、田、429㎡。計2筆。計945㎡。賃借権設定。貸付人の都合により解約でございます。

4番 貸付人 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇、〇〇さん。土地は、〇〇、田、733㎡。賃借権設定。借受人の都合により解約でございます。

5番 貸付人 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、516㎡。〇〇、田、429㎡。計2筆。計945㎡。使用賃借権設定。貸付人の都合により解約でございます。

6番 貸付人 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、3,

4 3 3 m<sup>2</sup>。使用貸借権設定。借受人の都合により解約でございます。

7番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、1、8 2 0 m<sup>2</sup>。賃借権設定。借受人の都合により解約でございます。

8番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○ ○○さん。土地は、○○、田、1、8 2 0 m<sup>2</sup>。使用貸借権設定。貸付人の都合により解約でございます。

農地法関係。

9番 貸付人 ○○ ○○さん。借受人 ○○ ○○ ○○さん。土地は、○○、田、4 8 3 m<sup>2</sup>。賃借権設定。借受人の都合により解約でございます。以上です。

○会長

只今、事務局より専決処理事案について説明がございましたが、何かご意見ご質問はございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

( 意見 ・ 質問 なし )

○会長

無いようでしたら、よろしいでしょうか。

( 承認 )

○会長

第1号議案について、承認します。続きまして、議案第2号 農地法第3条の許可申請について、11件を議題とします。まず10番なんですが、○○委員さんご本人の案件ですので、退席して頂いたらと思います。それでは、事務局より説明願います。

( ○○委員 退室 )

○事務局

議案第2号 農地法第3条の許可申請について。

番号10番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、畑、1 4 5 m<sup>2</sup>。権利内容は、所有権移転・売買。作付状況は、米、シキミ。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラック、普通トラック。労働力は、常時2人。耕作面積は、23, 291 m<sup>2</sup>。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが、①効率的に営農すると認められない場合、②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合、③信託の引き受けにより取得しようとする場合、④常時従事すると認められない場合、⑤耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合、⑥また貸しするおそれがある場合、⑦耕作放棄等で周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合、いずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えております。以上です。

○会長

この件については、〇〇委員さんの案件ですので、近辺で〇〇委員さんから説明願います。

○委員 〇〇委員

先日、確認に行っておりました。7ページを開けて頂いて、井内地区で集落が幾つかあるんですが、この地区の最終集落地なんですが、主に棚田がほとんどでございます。その中の自宅より少し下ぐらいの棚田の中の、先ほど事務局が説明したとおりでございます。以上でございます。皆様のご意見、よろしくお願いたします。

○会長

只今、〇〇委員さんから説明がございましたが、何かご意見ご質問はございますでしょうか。〇〇委員さんにつきましては、非常に熱心に農業をされておりまして、農地もかなり所有されて、井内の奥の方ですので、なかなか大変なところを引き受けてくれているのですが。

( 意見 ・ 質問 なし )

○会長

特に無いようでしたら、採決してよろしいでしょうか。この件について、承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

○会長

全員挙手という事で、承認いたします。

( 〇〇委員 入室 )

それでは、11番の件について事務局より説明願います。

○事務局

番号11番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、733㎡。権利内容は、所有権移転・売買。作付状況は、米、柑橘、野菜、梅。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機、田植機。労働力は、常時2人。耕作面積は、5,154㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えております。以上です。

○会長

この件については、〇〇委員さんです。

○委員 〇〇委員

この2人の関係は、弟さんの奥さんです。弟さんが先日亡くなりまして、そのついでに手放されるということで、お兄さんがずっと作っていたんですが、地図を見てもらっ

たら、上下をお兄さんが作りよるので、ちょうど真ん中にあるんで、譲りたいということで話を聞いてます。よろしくをお願いします。

○会長

只今、〇〇委員さんから説明がございましたが、何かご意見ご質問はございますでしょうか。

( 意見 ・ 質問 なし )

○会長

特に無いようでしたら、採決を行いたいと思います。この件について、承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

○会長

全員挙手という事で、承認いたします。

続いて、12番の件について事務局より説明願います。

○事務局

番号12番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、1, 220㎡。権利内容は、所有権移転・売買。作付状況は、米。主な農機具の保有状況は、トラクター3台、耕うん機2台、田植機、コンバイン。労働力は、常時2人。耕作面積は、66, 724㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えております。以上です。

○会長

この件については、〇〇委員さんです。

○委員 〇〇委員

説明させていただきます。9ページの地図を見てもらったらいいんですが、渋谷川のそばにある田んぼなんですけど、住宅に囲まれた地域なんですけど、3年ほど保全管理だけしているんで、近所から何とかならないだろうかというお話がありまして、先般、〇〇さんをお願いしたら、田んぼを作ってあげるといってお話になりまして、条件としては、3年も放棄しているんで、草が相当伸びているんで、刈ってもらって、荒鋤きするするところまでやってくれるんだったら、受けるという条件付きで、解決したような状況でございます。審議の程、よろしくお願ひいたします。

○会長

皆さんの方から、何かご意見ご質問はございますでしょうか。

○委員 ○○委員

譲渡人の○○さんは、あそこに住んでないんじゃないですか。住んでいるんですかね。体の調子が悪いとお聞きしてたんですが、そうではないんですか。

○委員 ○○委員

体の調子も悪いし、この際、処分したいというので、色々探していたんですけど、○○さんが受けてあげようということで。○○さんは農業出来ないということで、誰か作ってくれる人を。地域の人に相当迷惑をかけているので。

○委員 ○○委員

そうですね。私もそのように聞いておりました。

○委員 ○○委員

今回は、○○さんにやるということで、近所の人も喜んでいます。

○委員 ○○委員

かなり酷かったように、私もちょっと。

○委員 ○○委員

○○さんも、これを買うのに条件を付けたんですね。手がかかるから、草刈って、焼いて、荒鋤きして、田植が出来る状態だったら受けようという条件で、先般、草刈ったのを焼いて、来年は田植が出来る状態にしてお渡しするようになっています。

○会長

もう荒鋤きまでされたんですか。地域の方がやられたんですか。

○委員 ○○委員

○○さんは、改良区の理事をしていたんで、6年間お世話になったというお礼で、地域の改良区の理事さんらが、何名かで、やったような状態です。

○会長

分かりました。ご本人は、岡山で入院しているはずなので、誰がやるのかと心配だったんですが。

只今、○○委員さんから説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

( 意見 ・ 質問 なし )

○会長

無いようでしたら、採決を行いたいと思います。この件について、承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

○会長

全員挙手という事で、承認いたします。

続きまして、13番の件、14番の件、これは譲受人が同一人になっておりますので、関連がございますので、一括審議したいと思います。事務局より説明願います。

○事務局

番号13番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○ ○○さん。土地は、○ ○、田、1, 129㎡。○○、田、1, 387㎡。計2筆。計2, 516㎡。権利内容は、賃借権設定・20年。作付状況は、イチゴ、スイートコーン。主な農機具の保有状況は、軽トラック。労働力は、常時2人。耕作面積は、5, 062㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。

なお、○○ ○○ ○○さんにつきましては、東温市では新規就農ということでございますので、11月16日、10時30分から○○委員さんと○○委員さんにもご同席頂きまして、○○ ○○さんの○○さん、○○さん、○○さんと面接を実施しております。その内容につきましては、お手元に別添資料をお配りしておりますので、農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書の譲受人 ○○ ○○さんの資料をご用意お願いします。面接に際しましては、農地法第3号第2項該当の有無を確認しております。

まず、14番を説明いたします。

番号14番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○ ○○さん。土地は、○ ○、田、2, 546㎡。権利内容は、賃借権設定・5年。作付状況は、イチゴ、スイートコーン。主な農機具の保有状況は、軽トラック。労働力は、常時2人。耕作面積は、5, 062㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。

先程、資料をご用意して頂いた農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書を説明させていただきます。農地法第3号第2項該当の有無を確認しております。まずは第1号、不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止ですが、確認結果として、平成27年9月から約1年間、県内イチゴ農家にて研修を受け、関連会社（人材派遣）と協力し、高齢者及び障がい者の雇用を積極的に行うとのことです。第2号、農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止ですが、こちらは農地法第3条第3項に該当するため適用除外となります。後ほど説明いたします。第3号、信託の引受けの禁止ですが、該当いたしません。第4号、農作業に常時従事しない場合の権利取得の禁止ですが、こちらも農地法第3条第3項に該当するため適用除外となります。こちらも後ほどご説明いたします。第5号、下限面積制限ですが、賃借権設定5, 062㎡で要件を満たしております。次のページをお願いいたします。第6号、所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止ですが、こちらは該当いたしません。第7号、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合の権利取得の禁止ですが、今後は研修先農家、地域農家等に相談し技術の習熟を図り、周辺の生産者と共に協力し、地域の生産物、特産品の販売の拡大を行っていくなど、周辺農家の調



和及び連帯、地域活動への参加等十分理解されております。

〇〇 〇〇さんは農地利用適格法人以外の法人以上となりますので農地の所有は出来ませんが、農地法第3条第3項の解除条件付き貸借の要件を満たした場合に貸借が出来ます。それについては、下側のその他参考となるべき事項になります。農地法第3条第3項該当の有無についてですが、第1号 これらの権利を取得しようとする者がその取得後において、その農地または採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃借権の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていることですが、確認結果として解除条件が契約書に付されています。第2号 これらの権利を取得しようとする者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれることですが、確認結果として集落活動参加確認書を提出しております。第3号 これらの権利を取得しようとする者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められることですが、部長の〇〇さんが現場責任を有し、地域との調整役など責任をもって対応できるとのことです。これらに該当することから、農地所有適格法人以外の法人ですが、解除条件付き貸借ができることとなります。以上です。

○会長

この件については、企業参入ということで、13番の件について、〇〇委員さん。状況をご説明頂いたらと思います。

○委員 〇〇委員

詳細に事務局から説明があった内容でございますが、11月16日に〇〇委員さんと事務局と一緒に面接をいたしまして、詳細な内容の項目について、聴取した結果、このようなことで出てきました。〇〇くんは認定農業者でございますけれども、1人で何町歩もやっており、手が回らないということもございまして、この10ページに図面を載せておりますけれども、この地区はちょうど圃場整備13町4反の一部でございますけれども、ハウスは除けたその他で、圃場整備を現在しておりますけれども、この一角にビニールハウス、これがちょうど手が足りないということで、栽培が今されていないという事で、企業側の方がイチゴ狩りの観光農園を将来やりたいということで、ここを起点としてハウスの施設を十分改善をいたしまして、ここからスタートという形で、今後借地も20年間借りるようになっているんですけども、その間に技術を磨いたりして観光農園として、地域に雇用関係から全てやって行きたいという思いで事業に携わるということでございます。〇〇がそれを譲り受けているという事です。よろしくご審議をお願いしたらと思います。

○会長

14番については、北方なので〇〇委員さんです。

○委員 〇〇委員

私も先日、牛淵の〇〇委員さんと面接をし、現地確認もすでにしております。〇〇さんは同じ、私が住んでいる且の上の方で、現地確認をしまして、先日の会のおり一緒に確認させて頂きました。将来的には、ビニールハウスでイチゴとか観光農園で、観光農園と言ったら駐車場とか色々あるんですが、もしそのようなことがあったら、その問題も重ねて、農作業につきましても周囲の方に迷惑をかけないようにしてくださいと伝え、分かりましたということで話しました。

○会長

只今、〇〇委員さん、〇〇委員さんからそれぞれの地区について説明を受けた訳ですが、何かご意見ご質問は皆さんからございますでしょうか。

○委員 〇〇委員

〇〇さんは、いったい何を本業としてやられる企業なんですか。農業に関わるということで、制度上や法律や色々と照らして、これは可能だと思うんですけども、将来考えた場合に、どういう本業の方がこのことをされようとしているかが大事なことだと思いますので、そこから可能かどうか。農業委員会でこれがちょっとやばいなということでバツにすることは出来にくいと思うんですけども、それだけはちょっと確認。

○事務局

〇〇さんは、人材派遣会社が母体になっています。確認書の一番上にあるように関連会社、人材派遣会社と協力し、高齢者、障がい者の雇用を積極的に行いたい考えでございます。

○委員 〇〇委員

社長の〇〇さんが農業研修を受けているということですか。

○事務局

研修を受けているのは、実際に作業に入る2名の方が研修を受けられています。

○委員 〇〇委員

誰が研修を受けたか書いていないから。

○会長

私の方からも不思議な点があるんですけども、13、14両方とも観光農園というような説明があったんですが、一方は賃貸借が20年、一方は5年、果たして5年でこれからハウスを建てて経営が成り立つものかと。企業さんだから、それぐらいのことはやるのかなと思ったりもするんですけど。これ内容によっては、5,000㎡に合わせただけという感じを受けたりするんで。

○委員 〇〇委員

面積計算も分からんのやけれども、13番の部分は上から行くと1100、1300で計が2500なんですかね。その次の294、584、460、1609で、これは計が入ってないんですね。

○事務局

圃場整備前なので、実際には2516というのが。

○委員 ○○委員

これが圃場整備前で、圃場整備後に2516になりましたということですか。

○事務局

実際の面積は、2516になります。

○委員 ○○委員

人材派遣会社ですけど、かなりの所へ人をどんどん、例えば川上にもあるし、牛淵、色々な、クリーニングみたいな関係をやったり、旅館業のシーツをやったり、かなり事業は拡大しているようです。

○委員 ○○委員

改良区の関係で、○○の方が2回3回来られたんですけども、その時には、ハウスでイチゴをやりたいんだけど、5反に足りないから○○さんの田を借りたいんだという事を、メインはハウスでイチゴを作るという事がメインで、○○さんの田については、スイートコーンでも植えようかなと思っていると行ってました。

○委員 ○○委員

作物は色々な物を作るんだろうと思う。県道の上村線で便利な良いところですよ。場所は。そこが起点になろうと思います。そこでやりよって20年間の貸付になっているんですけど、ここから進展していくんではないか。技術は周辺に東温市のイチゴ組合の部長らも居て技術支援なんかを今までもしているし、ちゃんとやるような形にはなっていると営農部長も言っておりました。

○委員 ○○委員

先程のお話しをお伺いした時に、片一方は20年契約をしているのと、片一方は5年と。悪く取れば、5年経てば、5年の方は解約するという風にも取れますよね。20年の方が主に土地が欲しい。という風にみて取れるんですよ。そこら辺りを、その時に5反あれば、下限面積がクリア出来るから借りるということかも分かりませんが、将来的な5年契約がちょっと引かかるんですが。

○会長

他に何か。一括してやってみますと、ちょっとそこら辺り不安な部分もございますけ

れども、皆さん何か。

○委員 ○○委員

この人の場合、企業は農業で成果を上げて、そこである程度、例えば部長さんが責任者としてやられるということで、本当にやれるかどうかという事を第三者から考えたときに、観光イチゴ園で1棟のハウスで本当に人件費が出るほどの収益が上がるのかなという不安感があるような事例ではありますよね。だからと言って、危険性がある新規参入の方を拒否することも出来ないのです、この案件は不安材料を抱えつつ、承認せざる得ないのかなと思うんですけれども。成功しそうな感じはないのかなと失礼ながら。

○事務局

私の聞いた限りでは、二人作業従事者がいて、一人が砥部の方で既に南方に住まわれたそうなんですけれども、やる気では来ているみたいですね。そのやる気が、今の農業情勢でどう実現できるか、疑問を持たれていると思いますが、会社と実際農業従事される方は、やる気は見えました。

○○委員さんが言われたように、牛淵の既にハウスがあるところ、それをお借りしてイチゴを、やっぱり5,000㎡を超えるために農地を確保しているというのは、この数字が物語っていると思います。

○委員 ○○委員

来たついでに、○○の裏辺の耕作放棄地みたいなのところがあるから、4、5反あるから、そこも作りやと言ったら、帰って社長に怒られと。

○事務局

行く行くは上手いこと行ったら、観光農園プラス6次産業化も考えたいと、それと東温市にあるイチゴ農家さんとも、どうしても自分ところだけだったら収量も限られるので、お客さんから問い合わせがあった時に、ありませんと言うわけにもなかなか難しいので、東温市内で連携して、確保できるしたいという様なお話もございました。

○委員 ○○委員

企業参入を承認する時に、大変難しいところもありますよね。農家の長男が帰ってきて、新規参入するのはうれしいんだけど、こういうケースは、先般の委員会でも樋口のマンゴーの会社の撤退で5反ほどハウスが空いているので、誰かいないのかというケースになる恐れは多分にありますよね。やっぱり販売単価と人件費がどれだけ均衡が取れているかという、それは農家の奥さんとやる経営だから成り立っていく部分が多いわけで、若い人の人件費を2人も3人も払ってやれそうなのか気になります。

○会長

何か他には、ございませんでしょうか。

( 意見 ・ 質問 なし )

○会長

無いようでしたら、採決してよろしいでしょうか。採決いたします。13番、14番の件について、承認される方の挙手を求めます。

( 挙手 )

○会長

挙手多数という事で、承認いたします。続いて、15番を議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局

番号15番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、489㎡。○○、田、134㎡。○○、田、265㎡。○○、田、1,048㎡。○○、田、877㎡。○○、田、1,245㎡。○○、田、1,818㎡。計7筆。計5,876㎡。権利内容は、所有権移転・売買。作付状況は、米。主な農機具の保有状況は、耕うん機、田植機、コンバイン、テラー。労働力は、常時3人。耕作面積は、9,344㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えております。以上です。

○会長

この件については、地元、○○委員さん。

○委員 ○○委員

ページのまず12ページを見てください。向かって左の道路は、松山から来られましたら、橋を渡って生コンのところから北に向かって行ったのが地図のところです。左下に大和酸素があるので、それをずっと行ったところ。先程、読んで頂いた譲受人の○○さんのお父さんと私が顔見知りですので、現地確認には行っておきました。念のため、北方土地改良区さんも足を運んで頂きました。以上です。

○会長

この件について、皆様のご意見をお伺いしたいんですけど、ご意見ご質問があれば。特にございませんでしょうか。

( 意見 ・ 質問 なし )

○会長

無いようでしたら、採決を行いたいと思います。承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

○会長

全員挙手という事で、承認いたします。続いて、16番、事務局より説明願います。

○事務局

番号16番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、畑、318㎡。○○、畑、239㎡。計2筆。計557㎡。権利内容は、所有権移転・売買。作付状況は、シキミ、野菜。主な農機具の保有状況は、トラクター、軽トラック、動力噴霧器、草刈機。労働力は、常時4人。耕作面積は、8,573.23㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えております。以上です。

○会長

これは、○○委員さん。

○委員 ○○委員

それでは説明させていただきます。○○さんは松山からこの土地を買って、野菜を作りに来ていたんですけど、体調を崩しまして、地域の方に迷惑をかけたらいけないと誰か作ってくれる人がいないかという事で探していたら、ちょうど13ページですけど、前の○○さんという方が作ってあげると、この人は松瀬川の方でも大分シキミを作っているんで、その関係でシキミを植えたり野菜を作ったりという状態で引き受けてくれました。以前、野菜を作ると言って、3年前に農業委員会かけて畑を買ったところなんですけど、体調を崩したものですから仕方なく手放すという状況だったんですけど、審議の程よろしくお願いします。

○会長

只今、○○委員さんから説明がございましたが、何かご意見ご質問はございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

( 意見 ・ 質問 なし )

○会長

無いようでしたら、採決を行いたいと思います。16番の件、承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

○会長

全員挙手という事で、承認いたします。続いて、17番、事務局より説明願います。

○事務局

番号17番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、581㎡。○○、田、1,005㎡。○○、田、1,148㎡。○○、田、280㎡。○○、田、292㎡。○○、畑、104㎡。○○、畑、1,107㎡。○○、畑、516㎡。○○、畑、5,051㎡。○○、田、2,686㎡。○○、田、656㎡。計1

1筆。計13,426㎡。権利内容は、賃借権設定・5年。作付状況は、米、ナス、枝豆、タケノコ。主な農機具の保有状況は、自己所有で軽トラック、借用でトラクター、コンバイン、田植機。労働力は、常時1人。耕作面積は、13,426㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。

なお、〇〇 〇〇さんにつきましては東温市では新規就農という事ですので、11月22日13時30分から〇〇委員さんにもご同席頂きまして、面接を実施しております。その内容につきましては、お手元に別添資料をお配りしておりますので、農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書の譲受人 〇〇さんの資料をご用意お願いします。面接に際しましては、農地法第3条第2項該当の有無を確認しております。第1号、不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止ですが、確認結果として、〇〇で研修を受け、果樹を中心にした経営を行う。果樹が取れるまでの育成期間は、米や野菜を中心に耕作を行う、主な農機具は、土地所有者から借用するとのことです。第2号、農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止ですが、こちらは該当いたしません。第3号、信託の引受けの禁止ですが、こちらも該当いたしません。第4号、農作業に常時従事しない場合の権利取得の禁止ですが、専業農家で行う。繁忙期は臨時雇用を行う予定とのことです。第5号、下限面積制限ですが、13,426㎡で要件を満たしております。次のページをお願いいたします。第6号、所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止ですが、こちらは該当いたしません。第7号、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合の権利取得の禁止ですが、土地所有者等の指導の下、肥培管理を含めて、農地の耕作、管理を行うなど周辺農家との調和及び連帯、地域活動への参加等十分理解されております。以上です。

#### ○会長

この件については、地元、〇〇委員さん。

#### ○委員 〇〇委員

11月22日に農業委員会事務局の方と面接を行いました。〇〇さんは、現在、〇〇で研修中のございまして、実際に農業に入るのは、年明けて来年1月の中旬だと聞いております。農地の所有者の〇〇さんは、奥さんとも体を悪くされまして、一応、〇〇さんもやる気になっておりますので、問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○会長

只今、地元委員さんから説明を受けた訳ですが、何かご意見ご質問はございますでしょうか。

私の方から、〇〇委員さん、賃貸借の設定が5年となっているんですが、果樹の作付ということなんで、5年で大丈夫かなと。

○委員 ○○委員

取りあえず、○○さんから借りている農地は、野菜とかナスをやりたいらしいんですよ。ナスと稲作と。それで果樹は、別のところを探していると聞いておりますので。

○会長

取りあえず、5年以内に別の果樹の適地を探すと。  
皆さんの方から、何かご意見やご質問はございますか。

○委員 ○○委員

これ、1人でやれるの。

○委員 ○○委員

繁忙期には、雇います。

○会長

何かございませんでしょうか。

○委員 ○○委員

新規でやる人は、5年というのは。もうちょっと力入れて伸ばして欲しい。

○事務局

貸し手側と借り手側の10年とかでは長いという話がありまして、5年で順調なら延長、伸ばして行くようです。

○委員 ○○委員

5年で一旦、区切りを付けるの。

○事務局

そのまま継続するなら、また伸ばして行く。

○委員 ○○委員

今、研修期間中というんですけど、13000㎡からの、研修の間に、お借りして大丈夫なんですか。

○事務局

研修なんですけど、本人のお話では、1月19日までが研修とお伺いしています。それが明ければ、現場に入ると思います。

○会長

○○さんは一度、私のところを訪ねて来られた方です。若い人で農業をやりたいとい



うことで、非常におとなしいタイプの方で現在、内子で研修しているのですが、どこかに農地は無いのかという事でしたので、市の方にも相談に行ってみたらという話で別れたという経過はあります。ご本人は、素朴な感じで、おとなしいタイプだと思います。○  
○委員さん、そんなタイプの人ですよ。

○委員 ○○委員  
そうです。

○委員 ○○委員  
これ、担い手支援の経営型で5年間のお金を貰うものですよ。

○会長  
そうですよね。ですから、5年間貯めておいて買うつもりか。そこら辺は分からないんですけど。  
他にございませんでしょうか。  
( 意見 ・ 質問 なし )

○会長  
無いようでしたら、採決を行いたいと思います。承認される方の挙手を求めます。  
( 全員挙手 )

○会長  
全員挙手という事で、承認いたします。続いて、18番、19番、20番は譲受人が同一になっておりますので、一括審議していったらと思います。事務局より説明願います。

○事務局  
番号18番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、796㎡。○○、田、320㎡。○○、田、898㎡。計3筆。計2,014㎡。権利内容は、賃借権設定・4年。作付状況は、米、玉ねぎ、ブロッコリー。主な農機具の保有状況は、管理機、コンバイン。労働力は、常時1人。耕作面積は、6,132㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。

続きまして、番号19番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、1,820㎡。権利内容は、賃借権設定・4年。作付状況は、米、玉ねぎ、ブロッコリー。主な農機具の保有状況は、管理機、コンバイン。労働力は、常時1人。耕作面積は、6,132㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なし。

続きまして、番号20番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、1,513㎡。○○、田、785㎡。計2筆。計2,298㎡。権利内容は、賃借権設定・4年。作付状況は、米、玉ねぎ、ブロッコリー。主な農機具の保有状況は、管理機、コンバイン。労働力は、常時1人。耕作面積は、6,132㎡。周辺

農業経営への影響は、特に支障なし。

なお、〇〇 〇〇さんにつきましては東温市では新規就農という事ですので、11月22日15時から〇〇委員さん、〇〇委員さんにもご同席頂きまして、面接を実施しております。その内容につきましては、お手元に別添資料をお配りしておりますので、農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書の譲受人 〇〇さんの資料をご用意お願いします。面接に際しましては、農地法第3条第2項該当の有無を確認しております。第1号、不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止ですが、確認結果として、福井県で3年間研修を受けて、野菜を中心とした栽培を行う。主要農機具は、管理機、コンバインを所有している。また、トラクターを購入予定です。第2号、農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止ですが、こちらは該当いたしません。第3号、信託の引受けの禁止ですが、こちらも該当いたしません。第4号、農作業に常時従事しない場合の権利取得の禁止ですが、専業農家で行います。第5号、下限面積制限ですが、6, 132㎡で要件を満たしております。次のページをお願いいたします。第6号、所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止ですが、該当いたしません。第7号、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合の権利取得の禁止ですが、JAの指導や研修を受けながら、農地の耕作、管理を行っていくなど周辺農家との調和及び連帯、地域活動への参加等十分理解されております。以上です。

○会長

只今、事務局より説明がございましたが、地区が2つにまたがっております。まず〇〇の〇〇委員さん。

○委員 〇〇委員

18番の関係ですけれども、〇〇さんは〇〇さんの〇〇です。〇〇さんは砥部町の高尾田、福井県から来まして、この方の同級が東温市の牛淵周辺で牛淵、田窪、南野田でやっているみたいで、4町あまり作っているんです。ブロッコリーと野菜をやっています。同級か仲間ということで、新規就農ということで、米は今度初めてですけれども、米、ブロッコリーや玉ねぎ等を作っていきたいという事で、情熱を燃やして取り組むという覚悟を持っておるわけですが、事務局から説明が詳しくあったとおりでございます。図面は15ページに出ています。15ページに18、19、20と出ています。田窪の〇〇委員とも一緒に面接をしておりますので、疑問等がありましたら言って頂いたらと思います。この3筆をやっております。18は、今、説明をしたとおりでございます。以上、よろしくご審議の程、お願いします。

○会長

田窪の地区は、〇〇委員さん。

○委員 〇〇委員

それでは説明します。大体、〇〇委員さんから〇〇さんについては、詳細な説明がありましたので、私のほうからこれに付け加えるという事はありません。19番、〇〇さんなのですが、先程、〇〇委員さんが言われました牛淵の方のところに2年間程、研修をしていたんですが、この度、研修期間が終わりまして、本人が農業をしたいということで、師匠の借りていた田を、〇〇さんがお借りするという事なんですが。20番、15ページに18、19、20とありますが、20番は南吉井保育所の東側に2枚あります。〇〇さんは病弱で田んぼが作れる状態ではございませんので、今までも人に作って貰っていたんですが、2年ぐらいいは作付もしないで草が生えておりましたが、自分の家にも近隣の方からあれを何とかしてもらえないだろうかというお話がありました。色々〇〇さんの方にもご連絡したんですが、牛淵のある方から〇〇さんの土地は他の人が作るようにちゃんと話をしていますということで、行ってみたら田をすいとったんです。その方は、〇〇さんと一緒に福井県で研修した方が最初に借りるというようになっていたんですが、〇〇さんがこれもお借りして米とか野菜を植えるということにお話が出来まして、今回、19、20を申請した訳でありまして、耕作放棄地、作付不良地の解消等になるではと思いますので、よろしく願いいたします。

○会長

只今、〇〇委員さん、〇〇委員さんから18から20に渡りまして、説明を受けた訳ですが、何かご意見ご質問はございますでしょうか。

○委員 〇〇委員

参考までに聞くんですが、さっきから賃貸借契約4、5年が新規就農であるんやけど、4年5年過ぎて返して、農家を辞めた場合は、また新たに新規就農になるんですか。0になった場合、また農業を始める時に自由に土地は借りれるんですか。

○事務局

それは新規就農の給付金がもらえることですか。新規就農にあたるかどうか。

○委員 〇〇委員

これは、4年だけれども、4年たって農家をやめた場合、次また改めて始める時にはどういった手続きになるんですか。後でもかまんよ。

○会長

就農支援については非常に厳しいものがあるんですけど、一旦、農業を辞めて、また新たに何年かしてやるということで、資金は当然ダメだと思います。150万の分は。委員会の席で農業者と認めるかどうかという問題を今、〇〇委員さんから質問があったんですが。

○委員 〇〇委員

やっぱり下限面積の要件が、新規にやる場合は条件が違ってきますか。同じ面積でや

るわけではないでしょ。一回、クリアしていたら他のところで借りるなり、新規と同じ扱いになるんじゃないですか。

○会長

また新規の扱いをしないとイケないと思うんですが、別に罰則があるわけではなからうしと思うので。

他にご質問はございませんでしょうか。先程の〇〇さんといい、この〇〇さんといい年齢が44とか34とか若い方がやられるということで、頼もしいと言えば頼もしいし、逆に不安と言えば不安なんですが、皆さんから何かご意見があれば伺いたいんですが、ございませんでしょうか。

( 意見 ・ 質問 なし )

○事務局

ちょっとよろしいでしょうか。新規就農の関係なんですけど、担当者に確認しましたら、事例が無いので、すぐには分からないということです。また、県に聞いておきます。

○会長

また調べて、ご報告いたします。

それでは、採決してよろしいでしょうか。この18から19、20の件について、承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

○会長

全員挙手という事で、承認いたします。

一応、議案審議については終わったんですが、その他に移ったらと思います。報告事項が1号から5号までありますので、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第3号から第5号、その他の報告第1号から第5号までについてですが、条例、規則、要綱、規程と種類がございますが、その内の条例につきましては、12月議会に議案の提出を予定しております。また、議案と報告に分けておりますが、その整理のしかたについて説明いたします。補足資料と左肩に書いてある資料をお願いいたします。補足資料の枠で囲っている中ですが、1番、農業委員会会議規則及び農地利用最適化推進委員の委嘱に関しては農業委員会の所管であることから、関係する規則、要綱は、農業委員会の議案審議となります。議案第3号から第5号が該当します。2番といたしまして、条例は議会の議決が必要なため、農業委員会に対しては事前の報告事項になります。報告第1号、第2号が該当します。3番といたしまして、農業委員会の委員の任命に関しては市長が行うことから、関係する規則、要綱、規程は、農業委員会に対しては報告事項となります。報告第3号から第5号が該当いたします。

説明の順番といたしましては、条例を受けて規則があり、規則を受けて要綱という形

になりますので、まず先に報告第1号から説明いたします。

書類の順番ですが、一部改正と制定がありますが、資料の順番としては、一部改正の場合、改正文、新旧対照表、改正後の全文の順に並んでおります。制定の場合は制定文全文になっております。

報告第1号の1ページ目をお願いいたします。農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について、ですが、法改正に伴い、東温市証人等に対する実費弁償に関する条例と東温市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区等に関する条例を改正します。第1条で東温市証人等に対する実費弁償に関する条例については、法改正による条文の繰り下げによる改正でございます。第2条東温市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区等に関する条例の一部改正については、6ページをお願いいたします。左側が現行で右側が改正案になります。選挙による農業委員会の委員の定数を決めているものを、農業委員会の委員の定数等へ改正するものです。定数を26人から19人へ改正します。改正案、第3条で委任として、選任の手続きその他必要な事項は、市長が規則で定めると定めます。1ページへお戻りください。下から6行目、附則として、施行期日を定め、2ページ目をお願いいたします。経過措置として、現在の農業委員さんが在任する間は、改正後の条例の規定は適用せず、その効力を有する。と定めております。準備行為として、農業委員会の委員の選任に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、行うことができると定めております。

続きまして、10ページ目をお願いいたします。報告第2号 東温市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数等に関する条例になります。これは、法改正により新設された、農地利用最適化推進委員の定数等について定めるものです。第1条で趣旨を、第2条で推進委員の定数を22人とし、第3条で委任として、委嘱の手続きその他必要な事項は、農業委員会が規則で定めることとしています。附則として、施行期日、経過措置として、現在の農業委員さんが在任する間は、法第17条の規定にかかわらず推進委員を委嘱しないと定め、第3項で、農地利用最適化推進委員の報酬、年額14万円を定めております。11ページ目、第4項で、準備行為として、推進委員の委嘱のために必要な行為は、この条例の施行前においても、行うことができることを定めております。

続きまして、19ページ目をお願いいたします。報告第3号 東温市農業委員会の委員の選任等に関する規則ですが、内容は、農業委員の推薦、募集の手続き等について記載しています。第1条で目的を、第2条で推薦及び募集の方法として、(1)市内の全域からの推薦、(2)農業者が組織する団体等からの推薦、(3)一般募集と定めています。第3条、推薦及び募集の資格として、(1)東温市に住所を有する者。ただし、特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。(2)東温市の職員(地方公務員法第3条第2項に規定する一般職の職員に限る。)でない者としています。第4条、推薦手続き等として、(1)第2条第1項第1号に規定する推薦として、当該地区に住所を有する農業者等3人以上が連名した推薦届(様式第1号)、様式は22ページについております。(2)第2条第1項第2号に規定する推薦、農業者が組織する団体等からの推薦として、推薦届(様式第2号)になります。様式は23ページについております。20ページをお願いいたします。第5条、募集手続き等として、(1)東温市広報等への掲載、(2)東温市ホームページへの掲載、(3)その他としています。1月の広報に別で折り込みチラシを入れる予定としております。

第2項として、募集に応募する者は、応募届（様式第3号）を市長に提出しなければならないとし、様式第3号は24ページになります。第3項として、推薦及び募集の期間は、おおむね1月とします。12月議会で条例議案成立後の12月中旬から推薦及び募集を予定しています。第6条で、候補者の公表等を定め、第7条、農業委員候補者の評価等で、市長は、農業委員候補者が定数を超えた場合その他必要と認めた場合には、農業委員候補者に対する評価の意見を求めるため、東温市農業委員会委員候補者評価委員会を置くものとします。第8条、農業委員の選任で、市長は、東温市議会の同意を得て選任を行う。とし、来年の3月議会での同意を予定しています。第9条で、農業委員の補充を定め、第10条で、委任を定めています。

続きまして、25ページ目をお願いいたします。東温市農業委員会委員候補者評価委員会運営要綱についてですが、これは、農業委員の候補者が定数を超えた場合、その他必要と認めた場合の評価委員会の運営等について記載しています。第1条で目的を、第2条で任務を、第3条で評価委員を定めています。農業委員は市長が任命することから、評価委員は(1)副市長、(2)総務部長、(3)産業建設部長、(4)農業委員会事務局長としております。第4条で委員長を定め、委員長は副市長が務めるとし、第2項で、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、総務部長がその職務を代理すると定めています。第5条で、召集を定め、26ページをお願いいたします。第6条で議長を定め、第7条で決定行為を定めています。意見の決定は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによると定めています。第8条で秘密保持、第9条、その他で、この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとしています。

27ページ目をお願いします。東温市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程の一部を改正する訓令ですが、これは、市長部局の事務である農業委員の任命について、農業委員会がその事務を行うため、農業委員会事務局職員の補助執行に、農業委員会の委員の任命に必要な事務に関すること。を追加する形になっております。

続きまして、議案の方に戻りますが、議案の16ページをお願いいたします。議案第3号 東温市農業委員会会議規則の一部改正についてですが、これは、農業委員会等に関する法律の改正による条文の繰り下げによる改正です。

続きまして、24ページ目をお願いいたします。議案第4号 東温市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則ですが、内容は、農地利用最適化推進委員の推薦、募集の手続き等について記載しています。第1条で目的を、第2条で推薦及び募集の方法等として、(1)市内の地区からの推薦、(2)農業者が組織する団体等からの推薦、(3)一般募集と定めています。推進委員なので、市内の地区からの推薦となります。第2項で地区名と定員を定めています。25ページをお願いいたします。第3条、推薦及び募集の資格として、(1)東温市に住所を有する者。(2)東温市の職員（地方公務員法第3条第2項に規定する一般職の職員に限る。）でない者としています。農業委員に記載のあった、東温市に住所を有する者。ただし、特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。についてのただし書きは、地区の推進委員さんであることから、削除していません。第4条、推薦手続き等として、(1)第2条第1項第1号に規定する推薦として、市内の地区からの推薦として当該地区に住所を有する農業者等3人以上が連名した推薦届（様式第1号）、様式については28ページになります。(2)第2条第1項第2号に規定する推

薦として、こちらが農業者が組織する団体等からの推薦ですが、推薦届（様式第2号）になります、様式のページとしては29ページになります。第5条、募集手続き等として、(1)東温市広報等への掲載、(2)東温市ホームページへの掲載、(3)その他としています。農業委員さんの募集と同様に1月広報に折り込みチラシを入れる予定でございます。第2項として、募集に応募する者は、応募届（様式第3号）を市長に提出しなければならないとしております。様式につきましては30ページになります。第3項として、推薦及び募集の期間は、おおむね1月とします。12月議会で条例議案成立後の12月中旬からの予定をしております。第6条で、候補者の公表等を定め、第7条、推進委員候補者の評価等で、農業委員会は、推進委員候補者が定数を超えた場合その他必要と認めた場合には、推進委員候補者に対する評価の意見を求めるため、東温市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を置くものとします。第8条で、推進委員の補充を定め、第9条で、委任を定めています。

続きまして、31ページ目をお願いいたします。議案第5号 東温市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営要綱になります、これは、最適化推進委員の候補者が定数を超えた場合、その他必要と認めた場合の評価委員会の運営等について記載しています。第1条で目的を、第2条で任務を、第3条で評価委員を定めています。推進委員は農業委員会が委嘱することから、評価委員は(1)農業委員会会長、(2)総務部長、(3)産業建設部長、(4)農業委員会事務局長としています。第4条で委員長を定め、委員長は農業委員会会長が務めるとし、第2項で、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、総務部長がその職務を代理すると定めています。32ページをお願いします。第5条で、召集を、第6条で議長を、第7条で決定行為を定めています。意見の決定は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによると定めています。第8条で秘密保持、第9条、その他で、この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるとしてあります。以上です。

#### ○会長

只今、事務局から説明があった訳ですが、議案第3号以下については、その他の報告事項と関連がございますので、報告事項を先にやって頂いてから、議案第3号、第4号、第5号を一括審議したらということで、ちょっと長い時間になったんですが、説明を受けました。只今、事務局から説明があった内容は、7回に渡って検討委員さんにご出席頂いて、検討した最終結果です。ですから、今日ご承認頂ければ、この内容で議会に提案していくという形になろうかと思えます。よろしくご審議をお願いしたらと思えます。3号、4号、5号を一括しまするので、どこの部分からでもかまいませんので、ご意見ご質問がございましたら、お答えしたいと思います。検討委員会の中で、かなり議論して成案を得ておりますので、大きなあれは無いと思うんですが。他市町、よその事例を参考にしながら作成しております。何かご意見、ございますでしょうか。

#### ○委員 ○○委員

間違っていたら、ごめんなさい。募集の期間、12月の広報誌に載せられるんですか。

○事務局

1 2月の広報には間に合いません。1月の広報の中にチラシで入れます。

○委員 ○○委員

募集期間が、いつからいつまでですか。

○事務局

議会が終わらないと、はっきりと日は入れられないんですけど、議会の最終日が、12月の21日が最終日になっておりますので、その日以降になります。

○委員 ○○委員

来年、会を持ちたいかなと思っていたんで。1月の広報誌に募集期間が載って、チラシか。

○会長

この内容で議会にかけることになりますけど、やはり議会で承認されないことには、先走って、あちこちでやられると議会被軽視しているとなりますので、議会で承認されてはじめて正式なものになりますから。

○委員 ○○委員

1月の広報誌にチラシが入るということですよ。それに募集期間が。

○事務局

もう一回言います。議会の最終日が12月21日です。議会が終われば、募集することは可能なんで、出来るだけ早い日に募集をかけるようになりますんで、1月の広報でチラシが入った時には、もうすでに募集をかけているかもしれません。12月21日以降の日付でしたら、募集は始められますんで、まだ何日からするとは言えませんが、12月中から募集を始めておおむね1ヶ月間募集しておりますというチラシになる可能性はあります。

○委員 ○○委員

12月に会を持つとってかまんですよ。

○事務局

前回の農業委員会の時に、このチラシはお見せしてかまいませんというのをお渡しさせて頂いたと思うんですけど、あれを元にするものであれば問題はございません。

○委員 ○○委員

1枚目と4枚目だけ、言いよったやつやろ。



○事務局

地元で相談する上で参考にして下さいねと1枚お渡しさせていただいたものがあると思いますので、それを元にして、ご相談頂くことは問題ございません。

○委員 ○○委員

募集の最後は、いつごろですか。

○事務局

おおむね1ヶ月となっておりますので、募集の始期プラスおおむね1ヶ月。おおむねと言ったら、大体なんぼぞと言ったら、8掛けと一般に言われておりますので、短くとも24日以上30日の間になろうかと思えます。

○委員 ○○委員

最終的には、委員さんの同意は3月議会でしょ。

○事務局

3月議会です。

○委員 ○○委員

それまでに、決めないと。

○事務局

募集の期間はおおむね1ヶ月なんで、公募をかけたなら、1ヶ月以内には、推進委員さんは各地区から、農業委員さんについては東温市全体から、それぞれ少なくとも定員枠は推薦もしくは応募が欲しいなと思っております。

前回か、前々回の農業委員会の時に区長会でお話して欲しいということがあったと思うんですけど、12月の20日に区長連絡会があるようになりましたので、その時は議会の議決が1日後になるので、あくまで11月広報に載せた内容に基づいて、お話をさせていただきます。

○会長

只今、事務局長から色々と説明頂いたわけですが、他にございますでしょうか。

( 意見 ・ 質問 なし )

○会長

無いようでしたら、議案第3号、第4号、第5号を一括して、採決を行いたいと思います。よろしいでしょうか。議案第3号、第4号、第5号を承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

○会長

全員挙手という事で、承認いたします。その他については、先ほど事務局より説明頂きました。議案審議については、終了いたします。